

(答申第1号)

平成28年4月5日

本庄市長 吉田 信 解 様

本庄市行政不服審査会

(旧本庄市情報公開・個人情報保護審査会)

会 長 矢 部 喜 明

情報公開請求に対する部分公開決定に関する異議申立てについて (答申)

平成27年10月26日付け本会発第12号で諮問のありました、情報公開請求に対する情報部分公開決定に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 本庄市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本庄市長（以下「実施機関」という。）が平成25年1月23日付けで行った「財政調整基金及び各種基金について」（以下「本件公文書」という。）に係る情報部分公開決定において非公開とした部分のうち、「金額及び利率」は公開すべきである。

## 2 異議申立ての経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、平成25年1月7日付けで、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、本件公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し平成25年1月23日付けで、口座番号、金額、利率及び印影を非公開とする情報部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成25年3月19日付けで、本件処分に対し、金額及び利率について非公開とすることについて異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張

異議申立書及び「本庄市長の情報公開請求に対する処分理由説明書に対する意見書」によれば、異議申立人の主張の概要は、以下のとおりである。

### (1) 異議申立書

ア 銀行との取引も工事請負契約等と同様に、市が公に行う商取引であり、当然ながら金融商品もその中に含まれる。また、その契約形態が「公開入札」あるいは「随意」によるかによって、情報が公開あるいは非公開になる理由は妥当ではない。市が行う商取引は透明性の観点より全て情報公開の対象となり、取引の健全性を担保されねばならない。条例第7条第2号に基づき公開できない部分のうち、「口座番号、印影」は妥当であるが、市と法人その他の団体との契約金額・条件そのものを非公開とするものでなく、その積算根拠やコスト等を非公開と扱うのが妥当である。

イ 非公開理由を取引相手方の判断に委ねるのは妥当ではない。

ウ 決算に係る主要な施策の実績報告書の市債借入額一覧表において、契約別・銀行別・借入額・金利率等が公開されている。

エ 平成24年度歳計現金及び基金の管理・運用についての資料に、銀行別の借入金額が表示されている。

### (2) 「本庄市長の情報公開請求に対する処分理由説明書に対する意見書」

ア 金額及び利率の情報自体は、他の市が情報提供あるいは情報公開請求により公開

している情報であり、この情報自体は非公開の対象には該当しない。

イ 条例第7条第2号に基づき非公開と説明していることに対し、実施機関が主張する企業の秘密を漏洩し、金融機関の事業運営上の正当な利益を損なう恐れがあるとの根拠は脆弱である。当該利率を構成する市場の要因や環境及びどのような手法・仕組みで算出したのかが条例第7条第2号に該当する正当な理由である。

ウ 条例第7条第6号に基づき非公開と説明していることに対し、実施機関は、本来市が得ることができる利益を逸するという、著しい財産上の不利益を生じることになると主張しているが、借入においては金利等を非公開としていない。

著しい財産上の不利益を生じるとして非公開により利益を得ることは、「より開かれた市政の実現を目指して」とする方針に逆行し、また、取引の公平性・妥当性を担保する理由に乏しい。そもそも、利率が公開されていない現状において「本来市が得ることができる利益を逸する」のか判別できない。

また、金融機関から損害賠償を求められる可能性もあり、事業の適正な執行に支障が生じる恐れがあると主張しているが、そもそも金融機関が損害賠償を求める行為にでる程、異常な取引であるか、利率が公開されていない現状では判別できない。他の市が情報を公開し、実施機関が懸念している事態が生じていない現状では、実施機関が「双方が利率は公にされないという認識」の下に行われた随意契約であっても、公開することを排除する理由に該当しない。

また、「双方が利率は公とされないという認識」との理由で取引の内容が公開されないとしたら、他の取引にもその影響が及び、公開されない取引が拡大する可能性を残すことになり、「より開かれた市政の実現を目指して」いる本庄市としては非公開理由としては回避すべきであり、とりわけ、民間機関とはいえ公共的な機能を有している金融機関との取引には不適切である。

以上のことから、実施機関の「処分理由説明書」に記載された理由により、「金融機関ごとの金額及び利率について非公開とするもの」に同意できないので、金融機関ごとの金額及び利率を公開すべきである。

#### 4 実施機関の説明

「情報公開請求に対する処分理由説明書」によれば、実施機関の主張の概要は、以下のとおりである。

##### (1) 基金に関する権限、契約について

基金に属する現金は、地方自治法（以下「自治法」という。）第241条第2項及び各基金の条例において、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管することが規定されており、基金の運用の決定については、自治法第149条第6号により市長が行い、基金の保管については、自治法第170条第2項第1号及び第3号

により会計管理者が行うものとされている。

契約については、保管先金融機関ごとに、預入金額、預入期間を伝え、取引交渉を行った後、双方が利率は公とされないという認識で顧客個別に対応した利率を確認し、自治法第234条第2項及び自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約をしている。

- (2) 条例第7条第2号（法人の競争上又は事業運営上の正当な利益が損なわれるおそれがあると認められること）について

金融機関にとって公の機関との預金取引内容は、一つの基準とみられ、他の顧客（他の自治体も含む。）との取引や顧客獲得戦略に影響を及ぼすおそれがある、事業運営上重要な情報で、利率を公開した場合、特定の金融機関への顧客の集中や顧客離れを促すおそれがあり、結果として金融機関の事業運営上の正当な利益を損なうおそれがある。

また、預入金額によって利率は変わるが、どう変わるかについては取引交渉によるもので、その取引材料としての預入金額と利率は、顧客獲得戦略の中核部分であり、公開してしまうと、金融機関としての競争力や営業活動に支障が出るだけでなく、その情報が、他の金融機関に流れた場合、企業競争力が削がれてしまい、経営そのものに大きな影響が及ぶおそれがある。

- (3) 条例第7条第6号（市の機関の事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められること）について（追加理由）

利率は、預入金額や期間によって一律に決まるものではなく、顧客個別に対応して決められるため、公開すると双方が利率は公とされないという認識で得ることができた利率を確保することができなくなり、結果として市への利息収入の減収を招き、本来市が得ることができ利益を逸するという、著しい財産上の不利益を生ずることになる。

また、双方が利率は公とされないという認識で締結した金融機関との契約に反して利率を公開した場合、当該金融機関から損害賠償を求められる可能性もあり、事業の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

- (4) その他

ア 諮問案件と同様の内容に対する近隣自治体の対応について、深谷市は全部公開、熊谷市は情報公開請求によらない情報提供をしている。これらの自治体は、保管先金融機関と随意契約をする際、金融機関と利率の公開について協議をしていない。

イ 本市では、双方が利率は公とされないという認識でいることから、全部公開や情報公開請求によらない情報提供等をしている自治体と異なる対応となっている。

ウ 利率の公開について、全国銀行協会の相談窓口に照会したところ、全国銀行協会は、銀行に対する指揮監督をする機関ではないため、当事者間の判断に基づいて決定される案件であるとの回答を得た。

以上のことから、条例第7条第2号により、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の正当な利益が損なわれると認められること及び同条第6号により、市の機関の事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められるため、金融機関ごとの金額及び利率について非公開としたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 審議の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成27年10月26日	実施機関からの諮問
平成28年 2月 3日	実施機関が処分理由説明書を提出
平成28年 2月29日	異議申立人が意見書を提出
平成28年 3月 4日	審議及び実施機関から事実確認
平成28年 4月 5日	審議

### (2) 審査会の判断

審査会は、異議申立てに係る異議申立人の主張、異議申立ての趣旨及び諮問に至る経緯を総合的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 本件公文書について

本件公文書は、財政調整基金及び各種基金の保管に係る公文書である。実施機関は、本件公文書中の口座番号、金額、利率及び印影について、法人の競争上又は事業運営上の正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることを理由に非公開とした。このうち、異議申立人は、金額及び利率を非公開とする情報部分公開決定処分に対して、異議申立てをしているものである。

#### イ 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号では、法人の競争上又は事業運営上の正当な利益が損なわれるおそれがあると認められる情報については、公開しないことができると規定している。

実施機関は、預入金額と利率は、顧客獲得戦略の中核部分であり、公開してしまうと金融機関としての競争力や営業活動に支障が出るだけでなく、その情報が、他の金融機関に流れた場合、企業競争力が削がれてしまい、経営そのものに大きな影響が及ぶおそれがあると主張しており、一般論としては理解し得なくもない。

しかし、決定後の利率を公開することが、金融機関の事業運営上の正当な利益を損うおそれがあるとまでは言えないことから、条例第7条第2号により非公開とすべき情報であるとは認められず、原則公開とされている情報公開制度の例外を適用する理由とはならないと判断する。

したがって、審査会は、実施機関が非公開とした主張を認めることはできない。

#### ウ 非公開理由の追加について

実施機関は、本件処分に当たり、条例第7条第2号に該当するとして非公開としたが、処分理由説明書で条例第7条第6号にも該当するとして、非公開理由を追加している。部分公開決定等の理由の付記は、実施機関の判断の慎重と公平妥当とを担保して、その恣意を抑制するとともに、その理由を請求者に知らせることにより、それに対する不服申立てに便宜を与えることを目的としているものと解される。しかし、不服申立てを受けた実施機関として原決定の当否を判断するに当たり異議申立人の意見を踏まえて公開しない理由の存否を改めて検討するのは当然のことであり、その結果、原決定に付した理由のほかに理由を発見したときは、実施機関が非公開理由を追加することは不当なこととはいえず、実施機関が決定通知書に付記された理由以外の公開しない理由の存在を主張することが許されないものとまでは解されない（非公開決定処分の取消請求訴訟に関する最高裁第2小法廷平成11年11月19日判決）。

また、理由の追加については異議申立人に対して処分理由説明書で通知されており、公開しない理由の追加を認めることが異議申立人に特段の不利益になるとは認められないことから、審査会としてこれを認めることとする。

#### エ 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号では、市の機関の事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められることについては、公開しないことができると規定している。

また、条例逐条解説では、公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められる情報とは、事務又は事業の公正かつ適正な執行に実質的な支障が生ずることの蓋然性が高い情報をいい、支障の程度が名目的なもの又は単に確率的な可能性であるときは、これに当たらない解釈をしている。

その上で、公にしない前提での交渉により獲得している現在の利率が、公にする前提での利率を上回るであろう可能性は、おおよそ推測できるものの、実施機関が主張する市への利息収入の減収を招き、本来市が得ることができる利益を逸すると

いう著しい財産上の不利益を実施機関が被る蓋然性が高いとは認められず、原則公開とされている情報公開制度の例外を適用する理由とはならないと判断する。

したがって、審査会は、実施機関が非公開とした主張を認めることはできない。

### (3) 付言

ア 理由付記について、条例第12条第3項では、公開をしない旨の決定をしたときは、書面にその理由を記載しなければならない旨の規定を、条例逐条解説では、公開しない理由は、単に「条例第7条第○号に該当」だけでは不十分であり、より具体的に分かりやすく記載するものと解釈している。実施機関においては、今後、理由付記制度の趣旨を踏まえ、非公開部分各々に明確に対応した非公開理由を付記することを徹底すべきである。

イ 諮問について、条例第17条で審査会への諮問を義務付けているが、実施機関から審査会への諮問まで、異議申立てから2年7か月余りが経過している。実施機関においては、今後、迅速かつ適切な諮問を徹底すべきである。

ウ 預金契約について、利率は公とされないという認識の上で預金先を決めているほかは、書面等の確認はできなかった。基金に属する現金の管理は、歳計現金の例によるものとされており、确实かつ有利な方法によって保管しなければならないとされていることから、随意契約による預金契約であればなおさら、より透明性を高めるべきである。

### (4) 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、本件公文書に係る情報部分公開決定において非公開とした部分のうち、「金額及び利率」のほか、種々の主張をしているが、これらの主張は、審査会の判断を左右するものではない。

### (5) 結論

以上のことから、本件処分については、「1 本庄市行政不服審査会の結論」とおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

矢部 喜明、黒澤 由憲、羽田 真